

福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)
申請等手続きにおける留意点

福岡市住宅都市局交通計画課

本資料は、「福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)」の申請等の留意点をとりまとめたものです。申請の際は、補助金交付要綱及び本資料を熟読し、条件等をご理解いただいた上、申請していただきますようお願いいたします。

また、本資料ではユニバーサルデザインタクシーを『UDタクシー』と表記します。

☆令和4年度までの「福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)」
との変更点

1. 様式等の変更

- ・(様式2)市税に係る徴収金等の納付状況及び暴力団の排除に係る同意書：性別欄の廃止
 - ・交付申請時チェック表
 - ・事業完了実績報告書提出時チェック表
 - ・(参考様式)研修の受講者及び資格者一覧
- ：記載項目の修正

2. 財産処分に伴う補助金返還の取扱いを作成

- ・詳細については、「返還額の算定方法」をご確認ください。

I. 補助の内容について

1. 補助金

補助対象経費：車両本体価格(税抜)

補助上限額：20万円/台

➤ 国若しくは県と併用可能です。

※本市の予算の範囲内となりますので、全ての申請に補助できるとは限りません。

※本市の予算や申請台数によっては、補助額が上限額を下回ることもあります。

2. 補助金の対象者

(1) 下記①～⑤を満たす事業者(タクシー事業者)

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く)
- ② 許可の営業区域が『福岡交通圏』
- ③ 補助車両の運転手は下記のいずれかの研修または資格を有する。

ユニバーサルドライバー研修、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士

※上記の研修を受講した者。資格を有する者以外は、本市の補助を受けた車両を運転することはできません。

- ④ 本市の市税を滞納していない。
 - 本市で調査を行いますので、(様式2)同意書を提出してください。
 - 市税に係る徴収金に滞納がない証明書(申請日前30日以内)を提出しても構いません。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と関係がない。
 - 本市で調査を行いますので、(様式2)同意書を提出してください。
- (2) 下記①、②を満たす事業者 (リース事業者)
- ① (1)の事業者車両に貸与する。
 - ② (1)④、⑤を満たす。
- 市外の事業者も申請できます。

3. 補助対象車両の条件

- (1) 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が福岡市内
- (3) 交付要綱別紙の「ユニバーサル都市・福岡」ロゴマークを車体の左側面に表示
- (4) クレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済の全ての決済機能を搭載
 - 種類は問いません。
- (5) スマートフォンによるタクシー配車アプリでの配車に対応
 - 種類は問いません。

4. 補助金の申請・報告について

(1) 補助金交付申請

交付申請については、ホームページに記載する申請受付期間内に、「交付申請時チェック表」、(様式1)及び(様式1)に記載している添付書類を提出してください。

また、福岡市タクシー協会の会員におかれましては、協会への事前連絡を行ってください。

【申請方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。書類に不備がある場合、申請を受け付けることができない可能性がありますので、余裕をもってご提出ください。

- ①メール：申請受付期間内に市担当部署へメール
 - 件名を「【会社名】令和5年度UDタクシー補助申請」としてください。
 - 担当者名及び連絡先を必ず記載してください。
- ②郵送：申請受付期間内に必着
- ③窓口：申請受付期間内に持ち込む
 - 持込日時を事前にご連絡ください。

なお、提出前に申請日を記載してください。

(2) 交付決定通知

交付申請が認められた場合、(様式4)交付決定通知書を送付いたします。

※市の交付決定以前に購入(登録)された車両は補助できません。

(3) 変更・取下げ申請

当初申請の内容について、申請台数など変更がある場合、もしくは申請の取下げを行う場合は(様式5)交付決定変更申請書を提出してください。

(4) 交付決定変更通知

変更交付申請が認められた場合、(様式6)交付決定変更通知書又(様式7)交付決定取消通知書を送付いたします。

(5) 実績報告

実績報告は、全車両の補助対象事業完了(支払完了日)後から1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「事業完了実績報告書提出時チェック表」、(様式9)及び(様式9)に記載している添付書類を提出してください。

※本市職員が実績調査(検査)を行う場合はありますので、その際にご協力ください。

【提出方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。報告書の確認・修正等に期間を要するため、早めに提出してください。

- ①メール：件名を「【会社名】令和5年度UDタクシー実績報告」としてください。
担当者名及び連絡先を必ず記載してください。
- ②郵送
- ③窓口：持込日時を事前にご連絡ください。

(6) 額の確定通知

実績報告の内容を審査し、適切と判断した場合、(様式10)額の確定通知書を送付いたします。

(7) 支払手続き

額の確定通知書受領後は、速やかに(様式11)支払請求書を提出してください。

【提出方法】

以下のいずれかの方法で、提出してください。

- ①メール：件名を「【会社名】令和5年度UDタクシー支払請求書」としてください。
担当者名及び連絡先を必ず記載してください。
- ②郵送
- ③窓口：持込日時を事前にご連絡ください。

支払請求書受領後、補助金を交付します。

5. 財産処分の承認について

- 本事業で取得した財産は、車両登録日から3年間処分（廃棄や譲渡等）はできません。
- 3年以内に処分される場合は、福岡市交通計画課へ事前に連絡し、（様式12）財産処分承認申請書を提出してください。

※処分理由によっては、補助金の返還が必要となる場合があります。

※処分の種類によっては、財産処分の承認後に追加資料を求める場合があります。
（売買契約書、廃車証明書 等）

※処分の種類

- ・ 交付の目的外使用（使用の本拠の位置の市外への変更、タクシーとして使用しない等）
 - ・ 譲渡（所有者の変更 等）
 - ・ 交換
 - ・ 廃棄
 - ・ 貸し付け（処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更 等）
 - ・ 担保
- 等

6. その他

- 申請書及び関連する資料は、補助事業の完了年度から5年間保存してください。

7. 市担当部署

部 署 福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課
住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話番号 092-711-4393
E-mail kotsukeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp